

7 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成21年7月17日 (金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 平成21年秦野市議会第2回定例会報告について (資料1 教育総務部・生涯学習部)
- (2) 平成21年度トップアスリート派遣指導事業について (// 2 教育指導課)
- (3) 平成21年度教育研究発表会について (// 3 教育研究所)
- (4) 平成21年度はだのっ子アワード事業について (// 4 //)
- (5) 平成21年度広域連携中学生交流洋上体験研修事業開催について (// 5 生涯学習課)
- (6) 第23回夕暮記念こども短歌大会について (// 6 図書館)
- (7) 小学校、幼稚園等教職員対象絵本の読み聞かせ講座について (// 7 //)
- (8) 子どもの事件・事故等について (// なし 学校教育課・教育指導課)

4 請 願

- (1) 教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願について

5 議 案

- (1) 議案第13号 平成22年度に使用する小学校教科用図書の採択について
- (2) 議案第14号 平成22年度に使用する中学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第15号 平成22年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について
- (4) 議案第16号 図書館協議会委員の委嘱について

6 協議事項

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 寄付について

7 その他

8 閉 会

平成 2 1 年 7 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 1 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 5 時 1 0 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	4 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長	ただ今から、7月定例教育委員会会議を開催します。
望月委員	お手元の会議次第に沿って進めます。前回の定例会会議録の承認について、質問、意見等ありましたらお願いします。
委員長	私から訂正があります。
望月委員	—会議録訂正—
委員長	それでは、前回会議録を承認してよろしいでしょうか。
委員長	—異議なし—
委員長	前回の会議録を承認します。
委員長	次に、教育長報告に入りますが、「(8)子どもの事件・事故等について」は、個人情報が含まれているため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。
委員長	—異議なし—
委員長	よって、「(8)子どもの事件・事故等について」は秘密会での報告といたします。
委員長	それでは、教育長報告をお願いいたします。
委員長	—教育長が教育長報告7件を報告—
委員長	最初の市議会報告は、教育長からお話がありましたように、前回ほとんど出ていますね。前回になくて今回出ているものはあり

教育長
委員長

ますか。全部見たような気がします。

全部出ていると思います。

学校敷地内の全面禁煙は、神奈川県では来年に条例として出るのででしょうか。

教育総務課長

来年の4月1日から施行される県条例の部分につきましては、敷地内ではなく、施設の中において公共的な空間については禁煙です。ですから、敷地ではございません。

教育長

関連して、新聞記事が机上配付されていると思います。「進まない敷地内の全面禁煙」という、タウンニュース社が取材して記事になったものが載っております。県条例は施設内ということが基本ですが、いま県議会でも話題になっているのが海岸です。夏のビーチの全面禁煙だということで、もめている訳ですが、学校の敷地内禁煙をするかどうかについては、判断は各市町村教委とか学校に任されていると思います。

ただ、雰囲気的には、学校という教育施設は敷地に一步入ったところから当然全面禁煙だという風潮が非常に強まっているということは事実です。現在は分煙という形がかなりとられておりますが、敷地内禁煙になりますと分煙ということもあり得ないということですから、秦野市がどういう方針を出すか、私たちはまだ分かりませんが、教育施設という場合には、恐らく敷地内全面禁煙が主流な動きになるだろうと想像はしています。

委員長
加藤委員

高校以下では、特に教育指導上も禁煙だと私は思いますが。

新型インフルエンザの影響による修学旅行の日程変更等に関して、発生するキャンセル料ですが、先月も議題に上がっていて、公費で負担する方向性で動いていくということでお話があったと思います。1カ月経って、キャンセル料の発生状況、金額も変化してきたものがあれば、また、対応方針と旅行社との交渉等具体的な動きがあれば、お聞かせいただければと思います。

学校教育課長

まずキャンセル料の発生状況なのですが、前回の大根中については、追加料金等はないという報告でした。その後、旅行業者から正式な請求がございまして、クラスごとにコース別に分かれる関係もございまして、大根中学校は4クラスありますが、それぞれクラスによって額に違いがありますが、追加料金が発生しています。4クラストータルしますと、大根中学校としては30万2,344円ということで、現在のところ、予定どおり信州・長野方面に行った本町中を除きまして、8校全てに取消料あるいは追加料金が発生しているような状況です。その金額は概ね400万円ぐらいということです。9月議会に向けて、今、財政部局と調整をしているというようなことで動いています。

望月委員

「おはなしころりん」についてですが、普段、市内の幼小中、特に幼小とどうかかわっていて、それから、例えば秦野市はどのような形でかかわっているのか、その辺を教えてください。

図書館長

今、「おはなしころりん」は、小学校全校に読み聞かせで入っていると思います。さらに公民館等でもやっていますし、もちろん図書館でも土曜日に読み聞かせをしていただいております。

そのような読み聞かせの団体では「おはなしころりん」が一番草分けですが、そこから派生していった団体が幾つもありまして、「おはなしアリス」や「おはなしマム」など、幾つかありまして、これらの派生したグループもまたそれぞれの近くの小学校などでやってくださっています。そのようなメンバーの、それぞれの団体の横の繋がりがなかったものですから、先月、初めてなのですが、皆さんに来ていただいて、おはなしのグループのいろいろな問題点などを話し合ってもらいました。

その中で出てきたのは、学校だけではなくて、今、老人施設でも結構おはなし会の需要があるということがありまして、「おはなしころりん」はそのようなところにも行っているのですが、もうちょっと力を入れていこうかという話もありました。

委員長

資料5の洋上体験研修ですが、今年からは1市4町1村ですね。大変難しくなったような気がします。先ほどの資料で見ると、指導担当は全員秦野の先生になっていますが、1市4町1村の子供たちの交流というものは、この中で特別に考えていること、あるいはやっていることはあるのですか。せっかくいろいろなところの子どもが乗っていくのだから、これらの交流会がないと余り意味がないと思うのですが。

生涯学習課長

それについては、10班で構成している訳ですが、1班の中は同じ秦野なら秦野という訳ではありませんので、全体の中でミックスさせていただき、班構成をしています。そのような中で交流を図っていこうという班編成になっています。

教育長

指導担当が全部秦野というのはなぜかといったら、秦野の先生たちのほうが我々からはお願いしやすいし、協力も得やすいし、積極的である。本当は町の先生たちにも協力してもらえればいいのですが、このような研修や何かに行かなくてはいけないのかとか、義務なのかとか、いろいろな問題があります。それから、新採用の数が秦野のほうが例年多いです。町は1人、2人ですので、我々としては、2年次ぐらいだと数多くいる中から都合のつく人、お願いしやすいという環境があります。

ただ、他の町でも教員にぜひ参加させたいという声も聞いていますので、もしそういう意欲のある教員がいて、うまくいくのだ

委員長

ったら、ここは全部秦野という訳ではないかもしれません。

それからもう一つ、これを見ていて気になったのですが、「はだのっ子アワード」の6ページに、平成21年度対象コンクールの種別の中に「写真」がありますが、学校教育の中では、もちろん、美術、書道、絵をかくことはあるだろうけれども、写真を扱うこともあるのですか。

教育研究所長

「子どもの市展」という生涯学習部絡みで実施しているコンクールの中に書道、絵画、写真展というものがあります。そちらのほうの最優秀といいますか市長賞のほうを対象にしましょうということで、子どもたちの夏休みの活動あたりでは、旅行へ行った写真とかハイキングに行った写真などで、感動したものを選出しておりますので、そういった関係で入っております。

教育長

学校の教科とは全然関係ない世界ですね。「大人の市展」がありまして、「大人の市展」は書道と絵画と写真と3つに分かれています。それを子どもバージョンにそのまました訳です。ですから、写真協会の皆さん方にしてみると、写真に興味を持った子どもたちを何とか育成したいということで、学校教育ではやっていますが、今、デジカメなどで簡単に写真が撮れるということも含めて、写真の部を設けているということだと思います。

高橋委員

先ほどの洋上体験の件ですけれども、研修目的として最後に「地域における社会活動へ自主的に参加し、指導的役割の担い手としての資質の向上を図る」とありますが、研修を受けた生徒さんたちが、どのような機会を得られたことをまた発揮されているのか、もし分かったら教えていただきたいのですが。

生涯学習課長

実例的なものは私も把握していませんが、結果的に研修生が共同生活をするということを通じて、資質の向上を図るということで挙げています。

高橋委員

経験者は22名と書いてありますね。何回までというような制限はあるのでしょうか。

生涯学習課長

それはないです。これについては、対象が1年生から3年生までという形になっています。今年については、前年度乗船された方が22名おられるということで、私のほうも2回目だからということでお断りすることはしていませんので、22名の方については去年に続きということの乗船です。

教育指導課長

私が知っている生徒の中には、中学1年で乗ってかなり興味を抱き、今年もまたエントリーしたという保護者からの報告をいただいております。そのようなお子さんにとっては、今の研修目的に沿ったライフステージが期待されるのではないかと、中にはそのような生徒が何人かいるのではないかと期待される場所です。

加藤委員	トップアスリート派遣指導事業についてですが、平成21年度とありますが、いつ頃から始まった事業で、ほかに秦野市内で実施した学校はあるのでしょうか。
教育指導課長	文科省を通じまして指導課のほうに、こういう事業はどうだろうということ、今年が初めてです。指導課のほうから全小学校にこういう事業を投げかけたところ、鶴巻小学校がぜひ希望したいということでこのような形になりました。
加藤委員	応募したのは鶴巻だけなのですか。
教育指導課長	そうです。
スポーツ振興課長	トップアスリート派遣指導事業につきましては、去年、スポーツ振興課として、体育協会と共催して、バスケットボールの派遣指導事業を8月に実施しました。
委員長	これは良いことですね。おおいに派遣してもらいたいです。
加藤委員	そうですね。ですから、応募が鶴巻小学校だけというお話なのですが、子どもたちにとって、本物に触れるということは非常に感性豊かにするというのを聞いたこともありますので、ぜひ多くの学校が応募できるように働きかけもしていただければと思います。
高橋委員	このようなものは学校単位でないと受け付けてもらえない訳ですか。例えば、器械体操をやっている生徒全体に投げかけるということは無理なのですか。
教育指導課長	今回の場合は、学校への出前指導の講座のような形で伺っておりますので、このような形になりました。7月10日というのは非常に重要な時期なのです。小学校にとっては、これは学期制とかかわるのですが、3学期制でありますと学期末のさまざまな成績処理等で、受け入れて意識を高めるという展開が難しいということも考えられます。鶴巻小学校は2学期制でもあり、そのようなところではこの時期にしてゆとりがあったという考え方もあるかと思えます。
委員長	夏休み中に来てくださいと言っても来てくれないのですか。
スポーツ振興課長	昨年に引き続き、今年も10月に、今度は小学生を対象に野球の指導者を呼んで派遣指導事業を行う予定で、今、誰を講師としようかというような調整をしています。分かり次第、次回の教育委員会で報告させていただきたいと思えます。
委員長	これは先ほど高橋委員から話があったように、学校単位なのですか。
スポーツ振興課長	市内の小学生が対象です。詳しいことについては、次回の教育委員会で報告させていただきます。
委員長	それでは、次に請願に入ります。

今定例会には1件の請願が提出されています。この請願につきましては、事前に事務局から私にも相談がありまして、後日の会議次第の中での取り扱いについてどうするかということでございました。

ご存じのとおり、この後、本日の議事に、平成22年度に小中学校で使用する教科用図書採択に関する件が議事となっております。これに係わるものでありますから、本請願を取り上げるべきかどうかということではありますが、私といたしましては、この請願については、これを受理し誠実に処理しなければならない。これは請願法の第5条にあります。したがって、請願法第5条に則りまして、この次第の中で取り上げるべきであると判断いたしました。事前にお配りした資料にも含まれていたと思います。

なお、皆様のお手元には、同じく教科書採択に係る要望書というものが何通か配付されていると思います。教科書採択に当たっては、前回もこのようなものはたくさん来た訳であります。これについては、特に一つ一つ取り上げるということではなくて、皆さんの机の上に配付という形にいたしております。

先ほど申し上げましたように、請願法第5条でこれは受理して誠実に処理しなければならないということでもありますので、ここで取り上げることにいたしました。これに関しましてご審議をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、請願であります「教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願」、これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

—教育指導課長が「教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願」について説明—

既にお手元にお配りしてありますので、お読みいただいていると思うのですが、先ほども申し上げましたように、教科書採択に当たっては、4年前にもこういうものはたくさん出てきた訳です。これらの請願につきましては、採択すべきである、あるいは採択すべきでない、あるいは資料を読んで採択に当たってほしいという請願や要望書が多数来る訳であります。

前回の教育委員会会議ではこれに対してどう対応したかということをお知らせすると、教科書採択する私ども教育委員会に対しまして、この教科書採択すべきである、あるいは採択すべきでないという意見を、請願といえどもそれを取り上げるということには問題があるということで、前回の教科書採択に当たって、教育委員会ではこのことにかかわる請願はすべて不採択とい

委員長

うことにいたしました。

今回の請願については、資料を精査、参考とされて、採択すべき教科書を決定してほしいということではありますが、内容は以前にもあったことと同じであります。結局は、ある特定の教科書を前面に出しているということでありまして、この教科書の採択を強く求めると受けとめられる文面であります。

これに関しましては私も異論がありまして、教科書採択に当たっては、もともと静ひつな環境で、教育委員が責任を持って教科書の中身を点検し、採択をすべきではないか。これは当然のことでもありますし、我々もそうしてきた訳であります。したがって、ある特定の教科書を採択する請願を受け付けるということは、これに関して矛盾があるということは当然であります。

したがって、結果として特定の教科書が採択される、されないということにかかわらないということで、4年前も同様に、教育委員会としてはこういった請願は不採択にすべきということでお諮りし、不採択になった訳であります。今、私がこれまでの教育委員会の対応についてお話をさせていただきましたが、そのことを踏まえて、この請願に対するご意見を伺いたいと思います。前回同様にこの請願に対しては不採択とすべきであると考えている訳であります。

委員の皆さんのご意見をいただければありがたいと思います。いかがでしょう。

教育長

基本的に、委員長の今の提案に賛成です。我々は教育委員として、教科書採択権があるというか、責任があるという立場です。私が教育長、教育委員になったときに、私の自宅にある教科書会社の人々が2人して訪ねてきて、「よろしくお願ひします」なんて菓子折りを持って来たことがあります。別にそれは歴史でも何でもなかったのですが、会社としては、教科書の売り込みに成功するかしないかというのは、どのぐらいもうかるのかは知りませんが、死活問題なのかもしれないですね。私はそこで、丁重に「困る。そういうことは一切まかりならん」ということでお断りして以来、来なくなりましたが、教科書会社というのは、それだけ採択されるかどうかということには大きな興味関心を持っているようです。

ですから、そのような外側の何らかのいろいろな思想信条、あるいは利潤追求などの圧力とか影響を我々がはねのけていかないと、それこそ客観的な冷静な判断はできなくなるだろうということもあります。

いろいろな考えの人がいるのは大いに結構ですが、あくまでも

採択のときに、我々に一つの予見を与えたりというような形で、我々が影響されるのは好ましくないということです。やはり、委員長が言われるとおりのことは、教育委員としては、身を正すという意味も含めて、このようなものについては、尊重はするけれども採択はしないという方針を教育委員会としてしっかり持ったほうが、今後の教科書採択の審議には正しい方向になるのではないかという気がしておりますので、委員長のお考えを支持したいと思います。

望月委員

委員長、それから教育長が言ったように、私も全く同感であります。我々が最終的には責任を持って採択にかかわるということでもありますので、これにつきましては不採択ということでもよろしいのではないかと思います。

委員長

それでは、「教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願」については、不採択とすることについて、ご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

よって、この請願については不採択といたします。

次に、議案に入ります。

本定例会には4件の議案が提出されておりますが、「議案第16号 図書館協議会委員の委嘱について」は、人事案件ですので秘密会での審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

よって、「議案第16号 図書館協議会委員の委嘱について」は秘密会での審議といたします。

それでは、「議案第13号 平成22年度に使用する小学校教科用図書の選択について」ご説明をお願いします。

—教育指導課長が議案第13号について説明—

委員長

ただいま説明がありましたように、小学校については、法律の規定により、平成22年度もこの資料にあります昨年度採択した教科用図書を引き続き使用するということです。

これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら。

—特になし—

委員長

それでは、「議案第13号 平成22年度に使用する小学校教科用図書の採択について」、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第14号 平成22年度に使用する中学校教科用図書の採択について」ご説明をお願いいたします。

委員長

—教育指導課長が議案第14号について説明—

この議案審議につきましては、秦野市教科用図書採択検討委員会委員長より調査研究報告書が届いておりますので、これは既にお配りしてありますからご覧いただいていると思いますが、最初に、その内容の報告を事務局よりお願いをしたいと思います。そして、その後、これらの種目について協議を行いまして、先ほど指導課長からお話がありましたように、協議の後一定の方向性が得られましたら、その後、事務局より小学校のときと同じ一覧表をまとめていただいて、それをもとにご審議をいただくということによろしいですね。

それでは、事務局より内容の報告をお願いいたします。

—教育指導課長が調査研究報告書について説明—

委員長

ただいまの教科用図書採択検討委員会の調査報告書についての事務局からの説明であります。今の報告にもありましたように、4年前の採択のときと各教科書の内容が全く変わっていない歴史以外の15種目と、新たに自由社の教科書が加わった社会歴史部門がある訳です。お手元にも教科書は置いてありますから、ご覧になっていただいていると思いますが、なおかつ、この検討委員会には教育委員さんにも入っていただいて検討を加えてきたものであります。

筋から言いますと、15種目については以前と変わらない訳でありますから、それをお認めいただくかどうかということと、社会歴史分野については、新しく加わったということになりますから、これを参考にしてご検討いただくということがありますが、これは教科用図書採択検討委員会でも見ていただきましたし、各教育委員にも見ていただいているところであります。全体を通してこれらについてのご意見を伺えればありがたいと思います。

教育長

今出ましたように、社会科の歴史的分野以外の教科用図書については、4年前と状況が変わっていない。私も4年前の採択にかかわった1人として、責任を持って教育委員会としても選んだものでして、特段、その後の大きな変化、例えば記載事実が大きく違ったとか、あるいは世の中の判断基準が大きく変わってしまったとか、よほどの事情がない限り、変える意味はないだろうと思っています。

それから、責任を持って選んでいる我々が大事にしなければいけないのは、実際に使っている学校の現場の子どもたちや先生方の意識、あるいは課題、問題点等があるのかないのかを、我々なりにつぶさに把握して分析する必要があるだろう。今申し上げま

した15種目については、私の知る限りではそういう要素は全くないということで、4年たった今でも当時選んだ教科用図書は間違いないと責任が持てるという判断をしていますので、検討委員会の報告と全く同じ考えを持っているということをまず申し上げたいと思っています。

それから、歴史用教科用図書に新しい会社が1つ入ったのは確かに事実でございます。また、検討委員会でも分けて検討されたということも事実であります。ただ、私がそこで思うのは、4年前に責任を持って選んだ教科用図書と新しく今回参入した図書を単純比較して、4年前に選んだ教科用図書よりもよほど優れているのか、あるいは、4年前に選んだ教科用図書のほうがやはり優れているのか、それを比較して考えるのか、あるいは、新しい教科用図書が入ったということで、4年前に検討したものは一切反故にして、すべてをもう一回ゼロからやり直すのだと、一冊一冊みんな見直さなければならぬと、そうなると、4年前に選んだあれは一体何だったのかということにもなりますので、そのようなことを考えると、そこに参加した1人としては、今回の新しい教科用図書がどの程度我々が選んだもの以上の内容を持っているかという視点で考えることで正しいのではないかというのが素朴な考えです。

ただ、文科省から今回の選定に関して、ゼロからやれと言っているのか、あるいは前回のものは前回のものとして、尊重しながら新しい教科用図書と比べろと言っているのか、これは、文章を読んでもどっちにもとれるような言い方があります。ですから、2年間、また新しい学習指導要領ができた場合には当然教科書の内容も大分変更がされるということは想定できますが、4年前と同じ学習指導要領に基づいた内容での教科書ということになりますと、私は、どういう議論をしようとしても構いませんが、社会科の教科用図書、歴史の分野についても、4年前に選んだ教科用図書でいいのではないかということを経験として持っていますから、この後、議案として正式に一覧表をつくられる場合には、4年前の会社のものを議案として提出していただければ構わないのではないかという意見です。

委員長

社会歴史分野以外については、以前のもので変わっていない訳ですから、4年前に採択にかかわった私といたしましても、これを変える理由はないと思います。新たに加わったところがありますので、これは併せてご覧いただいていると思いますので、これについても同じ立場で見えていただいて、特にここだけは変えなければならないだろうということをお伺いすればいいのではない

望月委員

かと私は思っています。これを見ていただいて、いかがでしょう。社会歴史分野につきましても、新たに全体をまたもう一度見直す必要があるかどうかということですが、望月委員、教科書を見ていただいて、何かご意見は。

実は私は、前回は委員ではありませんでした。したがって、15種の件につきましては、前回いろいろな機関で検討し、そして最終的には教育委員さんがいろいろと意見を交換しながら決めたということでもありますので、それでよろしいのではないかと思います。今回初めてこちらの採択に加わらせていただいて、特に自由社、それから現在使っている清水書院、扶桑社を読んだのですが、それぞれ総体的にはそんなに変わりはない訳です。自由社につきましては、著者の思いが強く出ているなというような印象を受けました。それから、新しい社会科あるいは教育基本法等のことも考えて選集してあるなと思った訳ですが、まだ子どもである中学生には、できるだけ基礎・基本を教える。それには、ある程度、中立性・公平性というものが大事、そして、それを教えることによって、それを元にやがて大人になり、様々な考え方というものを構築するだろうというような判断に立っている訳です。したがって、従来の教科書でよろしいのではないかとというようなことを思っています。

委員長

教科用図書検討委員会にも加わっていただいて、資料も見いただいた訳ですが、加藤委員、いかがですか。

加藤委員

まず15種目の採択に関してですが、私は4年前の採択時にはもちろん教育委員会にはいませんで、もしこの15種目を再度検討し直して新たに採択し直すということになるのであれば、今現状変わっていることは教育委員の顔ぶれなのだと思います。教育委員が代わったのもう一度採択し直すということになるのであれば、毎年毎年教育委員が代わる度にやらなければいけないということにもなってしまいますし、これは組織の運営上ナンセンスなことかなとも感じています。現在、教育委員会に所属して教育委員会を構成しているメンバーの1人として、そういった意味からも、4年前の秦野市教育委員会の採択というものを支持するものです。

同じように、歴史分野においても、自由社以外の5教科書の中から清水書院が採択をされているということ、同様の理由でこれも支持します。

清水書院と新しく入った自由社の教科書の比較、検討委員会の中で比較させていただいた中では、望月委員と同様ですが、フラットな立場での教科書をまずは子どもたちに使ってもらって、そ

の後、主観の入ったああいうものを選択しながら個人で学んでいただければいいと思いますので、公正さ、また見やすさという点でも分があったように思います。そういった意味で、今までの教科書でいいのではないかと考えています。

委員長
高橋委員

高橋委員はいかがですか。

学校で教科書として使うということを考えると、やはり今までの清水書院の教科書で良いのではないかと考えています。興味があつてさらに進めていくということであれば、また自由社などもいろいろ面白いところがあると思うのですが、まず教科書として採択するというところに着目すれば、やはり今までの教科書で良いのではないかと。検討委員会の意向も尊重したいと考えていますので、従来の教科書を。

委員長

先ほどから申し上げますように、ここには一覧表が出ていませんので、それをもとにご審議をいただくことはまだできておりません。一つの方向性が出たと感じますので、つまり、従来の15種類に加えて新たに歴史教科書が自由社から出されました。それを含めて検討した結果、全教科書について引き続き現在の教科書を使用するというご意見が多かったと思います。これを一覧表にまとめていただいて、この後、それを審議するという形をとりたいと思います。そのためには資料をつくっていただく必要がありますので、ここで暫時休憩といたしますが、よろしいでしょうか。

委員長

—異議なし—

それでは、暫時休憩の後、審議を継続いたします。

—暫時休憩—

委員長

「議案第14号 平成22年度に使用する中学校教科用図書の採択について」ただいま資料をお配りいたしましたので、議案審議を行います。

ただいまの資料につきまして、ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

委員長

—特になし—

それでは、「議案第14号 平成22年度に使用する中学校教科用図書の採択について」各種目一覧表に記載された発行者を採択するというご意見が多かったと思います。よろしいでしょうか。

委員長

—異議なし—

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第15号 平成22年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」ご説明をお願いいたします。

教育長	<p>—教育指導課長が議案第15号について説明—</p> <p>今、指導課長から説明があったとおりに思います。特別支援を要する子どもたちには一律の対応では適切な対応とは言えない。それぞれの児童生徒のさまざまな特性あるいは発達段階によって対応が変わりますので、現場で子どもの指導に当たっている教職員あるいは保護者の方の意向を十分踏まえているという点で、ここに掲げられた希望図書をそのまま認めることが適切ではないかと思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当然のことですが、指導課はこれらの教科書の中身は把握をしているということですね。</p>
教育指導課長 委員長	<p>はい。</p> <p>それでは、「議案15号 平成22年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」原案のとおり可決するということでご異議ございませんか。</p>
委員長	<p>—異議なし—</p> <p>よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>今定例会には2件の協議事項が提出されておりますが、そのうちの「寄付については、個人情報が含まれているために秘密会での協議としたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>—異議なし—</p> <p>それでは、寄附については秘密会での協議といたします。</p>
教育長	<p>「教育委員会の点検・評価について」ご説明をお願いします。</p> <p>—教育総務課長が「教育委員会の点検・評価について」説明—</p> <p>点検・評価を昨年に引き続き実施したい、方向としては既に協議あるいは方向が確認されていて、いよいよ具体的になってきたということだと思います。教育委員会自体の、我々のこの活動や内容がどうであるかということが、本来の基本的な評価すべき内容だと思います。ぜひ率直なご意見をいただく中でここに意見をまとめていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>個別事業シートには、改善度自己評価、A、B、Cみたいに説明があった訳ですね。</p>
教育総務課長	<p>改善度の部分につきましては、行政評価と同じように、事業の代替性、この事業自身についての役割分担、それから、経済的な部分として、これを継続すべきなのか、やめるべきなのか、それから有効性、それから社会環境の現状の変化、それぞれについて、「可能」「一部可能」「不可能」という3段階のランクをつけまして、そこに丸を入れていくと自動的に点数が出るという一覧表</p>

教育長

になっていますので、目で見ても十分わかる状態になっています。
実は、来年度もまた同じパターンになり、8月いっぱいには点検・評価を仕上げるとしたら、日程的に結構詰まっている中でやらなければならない。ですから、市町村によっては、9月議会、12月でいいと。もっと遅いところは3月に出したりしています。去年の12月に出して遅いというような声もあり、もっと簡単にしてしまえば早くできる訳です。ここまで丁寧にやっているのだから、これをやるのか、変えないのかという議論も一つあります。

教育総務課長

ただ、これは無理があるのかもしれない。ですから、次年度はこの81項目、たしかこれは減らすという話ではなかったですか。

21年度の「秦野の教育」を見ていただくと分かるように、教育目標を変えて、主要な施策についても厳選しました。将来的にはこれが教育振興基本計画の部分になりますので、そうしましたら取捨選択ができますので、それをやっていく。その過程段階としての点検・評価の部分になりますので、今の時点では非常につらい部分がありますが、それが安定化してくれば、あとは点数を入れるだけという状態に進んでいくということで、私どもとしては、その確認の段階での動きをさせていただいていると思っています。

教育長

もう一つ、我々秦野市の教育委員と事務局とで協力してやっている点検・評価というものを全国的に見たら、ここまでやっているところはほとんどないだろうということなのです。だから、これは誇れるものだと考えるのか、あるいは、ここまでやる必要はないと思うのかという、この辺も、我々がよその点検・評価と比較・検討してみたときにそれが見えてくると思うのですが、秦野市流の点検・評価は、高く評価されているのか、やり過ぎだと言われているのか、そのような話は聞いていないですか。

教育総務課長

昨日、実は、県と県下の市町村の中での企画・総務主管課長会議というものがありました。その中で、神奈川県については、この6月に、第二弾の点検・評価、昨年と比べてもう少し細かくされた点検・評価が出ております。その中で、秦野市が幼稚園・小学校・中学校の園長・校長まで含めた中で外部評価等をしている部分については、多分、高く評価があるからだと思いますが、その部分についての苦勞や方向性など、そのような部分について説明してほしいということで、各市町村の課長の前で説明をさせていただいています。ですから、そのような面では周りも評価をしているというように私どもとしては自負をしております。

委員長

この点検・評価は、確かに非常に細かくて分かりやすい、それぞれの項目について言えば細かくて分かりやすくていいけれども、問題は、点検・評価の目的が、さらに目標を達成するため、あるいは上の段階に進むためということであれば、次のチェックとアクションにどうつなげるかというところが一番重要なところになってくる訳です。この点検・評価そのものはいいいけれども、次のチェックとアクションにどうつなげていくかというところが非常に難しくなってくる。これは項目が多ければ多いほど難しくなってきます。それがどうなっているのかということがよく分からない。この評価そのものはとても良いと思いますが。

教育総務課長

今ここで教育委員会のすべての事業について点検をしています。ルーチンになっているような事業ですとか、経常的な事業は、この中に実際問題としてあります。今年の「秦野の教育」については、それを全部そぎ落とした中での主要施策というものを提案させていただいて載せています。

ですから、来年度は、これを参考にしながら特化していき、そこで今までになかった、それぞれの指標の部分がPDCAサイクルに合うかどうか、ここの部分をもう少し明確に平成22年度の「秦野の教育」の部分については載せていかなければいけないという方向づけを、今の段階としては考えています。それについては秦野の教育振興計画に発展していく、この一連の作業の中で今はやっているということで、私のほうとしては進めています。

望月委員

結局、やりっ放しではなくて、それをどう生かすかということが評価の大事な部分ですよね。この辺をどうしていくのか。

教育総務課長

まず、これを9月で出す、ここに一つの意味を考えています。といいますのは、9月は決算特別委員会があります。その決算とこの事業自身がバッティングしている訳です。ですから、議員さんの目に、非常にシビアにこれが映ってきます。その中で、当然、決算特別委員会でのやりとりがあります。それを受けて、1年前の部分で今年度の予算には反映されていませんが、当然、そのようなものを受けながら、次年度の予算に反映していく。この部分については、次の教育委員会会議の中でも決算の報告を出させていただきますから、それを見ていただき、これとの整合性の部分、やっぱりここはおかしいという部分、それから、それに対する改善の意見、これを掌握していくというような格好で、少しずつですけれども、直していかざるを得ないのではないかと思います。

望月委員

県下で評価されているということであれば、我々も一生懸命頑張ります。

委員長

それでは、よろしくお願ひいたします。
ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めま
す。 [午後3時50分]

—関係者以外退室—

[削 除]

委員長

以上で7月定例教育委員会会議を終了いたします。
[秘密会午後5時10分終了]